

議案第十五号

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部改正について

次のとおり大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾八年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第 号

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の一部を改正する条例

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例（昭和三十七年三朝町条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「六万円以内」を「十二万円以内」改める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。